

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月27日
【発行者（受託者）名称】	株式会社F P G信託
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柳川 譲
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
【事務連絡者氏名】	株式会社F P G信託 業務企画部 吉本 公平
【電話番号】	03-5288-8830（代表）
【発行者（委託者）氏名又は名称】	合同会社F b i t 第2号
【代表者の役職氏名】	代表社員 株式会社F P G 職務執行者 中村 敬一
【住所又は本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
【事務連絡者氏名】	株式会社F P G証券 代表取締役社長 塚田 正泰
【電話番号】	03-5220-4200（代表）
【届出の対象とした募集有価証券の名称】	F . b i t 航空機小口化商品第2号(譲渡制限付・為替ヘッジなし)
【届出の対象とした募集有価証券の金額】	一般募集 5,540,000,000円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年7月2日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、募集総額及び発行数等が確定したこと、及び鑑定評価額及びリース契約に関する記載について一部訂正すべき事項があることに伴い、関連する事項を訂正し、添付書類として信託契約書を提出するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国信託受益証券の募集（売出）要項

- 2 発行数
- 3 発行価額の総額
- 4 発行価格

第二部 信託財産情報

第1 信託財産の状況

- 1 概況
 - （2）信託財産の基本的性格
- 2 信託財産を構成する資産の概要
 - （2）信託財産を構成する資産の内容
 - 本航空機受益権
 - （イ）リース契約の概要
 - 金銭
- 3 信託の仕組み
 - （2）受益権
 - 受益権に係る受益債権の内容
 - その他
 - （二）最終信託配当及び償還

（添付書類の変更）

信託契約書

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示してあります。

第一部 証券情報

第1 内国信託受益証券の募集（売出）要項

2 発行数

< 訂正前 >

未定

（注）発行数は、2026年7月27日（以下「条件決定日」といいます。）において、信託設定日（2026年9月14日）（以下「信託設定日」といいます。）を受渡日とする為替先渡し契約レート及び本借入れの実施見込みを踏まえ、委託者が取得する本件航空機受益権（後記「第二部 信託財産情報 第1 信託財産の状況 1 概況（1）信託財産に係る法制度の概要」に定義します。以下同じです。）の取得価格の円貨換算額及び本信託（後記「第二部 信託財産情報 第1 信託財産の状況 1 概況（1）信託財産に係る法制度の概要」に定義します。以下同じです。）に信託する金銭の金額に応じて、条件決定日に決定する予定です。

< 訂正後 >

5,540個

3 発行価額の総額

< 訂正前 >

未定

（注）発行価額の総額は、本受益権の発行価格及び条件決定日に決定する今回の発行数に応じて、条件決定日に決定する予定です。

< 訂正後 >

5,540,000,000円

4 発行価格

< 訂正前 >

1,000,000円

（注1）「発行価格」は、本件航空機受益権の裏付けとなる本件航空機（後記「5 給付の内容、時期及び場所（3）運用期間及び予定償還日」に定義します。以下同じです。）に係る2026年6月を価格時点とする鑑定会社IBA Group Limited（以下「IBA社」といいます。）、Alton Aviation Consultancy（以下「Alton社」といいます。）、AVITAS, Inc.（以下「Avitas社」といいます。）の3社の各鑑定会社による航空機鑑定評価書に記載された鑑定評価額（それぞれ約42.1百万ドル、44.7百万ドル、45.9百万ドル）等に基づき、本借入れを実施するとした場合の借入予定金額を考慮して算出された本受益権1口当たりの純資産額（本書の日付現在の募集見込額に基づきます。）（信託設定日時点の当該本受益権1口当たりの純資産額の2026年7月1日現在における試算値はそれぞれ1,301,993円、1,391,667円、1,432,609円です。（米ドル建ての上記各鑑定評価額を、便宜的に2026年6月30日の為替レートで円換算しています。また、募集口数を暫定的に5,520口として計算しています。））を基準とし、アセット・マネージャー（後記「5 給付の内容、時期及び場所（1）分配金」に定義します。以下同じです。）の分析等に基づき算出しています。

（注2）後記「6 募集の方法」に記載のとおり、受託者は、株式会社F P G証券（本受益権の募集の取扱いを行う株式会社F P G証券を指して、以下「取扱会社」といいます。）に対し、投資家から支払われる申込証拠金の総額（ただし、発行者及び取扱会社の合意に基づき一部減額されることがあります。）に3.3%を乗じた金額（消費税及び地方消費税を含みます。）を上限として発行者及び取扱会社が合意した金額を取扱手数料として支払うこととされています。

<訂正後>

1,000,000円

（注1）「発行価格」は、本件航空機受益権の裏付けとなる本件航空機（後記「5 給付の内容、時期及び場所（3）運用期間及び予定償還日」に定義します。以下同じです。）に係る2026年6月を価格時点とする鑑定会社IBA Group Limited（以下「IBA社」といいます。）、Alton Aviation Consultancy（以下「Alton社」といいます。）、AVITAS, Inc.（以下「Avitas社」といいます。）の3社の各鑑定会社による航空機鑑定評価書に記載された鑑定評価額（それぞれ約42.1百万ドル、44.7百万ドル、45.9百万ドル）等に基づき、本借入れを実施するとした場合の借入予定金額を考慮して算出された本受益権1口当たりの純資産額（信託設定日時点の当該本受益権1口当たりの純資産額の2026年7月27日現在における試算値はそれぞれ1,312,500円、1,402,717円、1,444,022円です。（米ドル建ての上記各鑑定評価額を、便宜的に2026年7月27日の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝163.69円（以下「本為替レート」といいます。）で円換算しています。））を基準とし、アセット・マネージャー（後記「5 給付の内容、時期及び場所（1）分配金」に定義します。以下同じです。）の分析等に基づき算出しています。

（注2）後記「6 募集の方法」に記載のとおり、受託者は、株式会社F P G証券（本受益権の募集の取扱いを行う株式会社F P G証券を指して、以下「取扱会社」といいます。）に対し、投資家から支払われる申込証拠金の総額（ただし、発行者及び取扱会社の合意に基づき一部減額されることがあります。）に3.3%を乗じた金額（消費税及び地方消費税を含みます。）を上限として発行者及び取扱会社が合意した金額を取扱手数料として支払うこととされています。

第二部 信託財産情報

第1 信託財産の状況

1 概況

（2）信託財産の基本的性格

<訂正前>

本信託の信託財産は、主として本件航空機受益権及び金銭であり、委託者より信託設定日に以下の資産が信託されるほか、本信託契約の規定に従い、精算受益者により金銭の追加信託がなされる場合があります。本件航空機受益権及び本件航空機受益権の実質的な裏付資産である本件航空機の詳細については、後記「2 信託財産を構成する資産の概要（2）信託財産を構成する資産の内容」をご参照ください。

資産の種類	内容	価格	比率（注1）
本航空機信託契約に基づく信託受益権	本件航空機受益権	未定（注2）	未定
金銭	金銭（注3）	未定（注4）	未定
合計		未定	100.0%

（注1）価格合計に対する当該資産の価格の占める割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。

（注2）本書提出日時点では未定ですが、条件決定日付で委託者が本件航空機受益権の取得に当たって締結する信託受益権売買契約書に記載された売買代金等に基づく本件航空機受益権の価格を記載しています。

（注3）本信託契約において、上記金銭は、受託者が開設する金融機関の預金口座に預けられるものとされています。

（注4）本書提出日時点では未定ですが、条件決定日に決定される発行価額の総額及び本件航空機受益権の価格を踏まえて、信託設定日に受託者が本信託財産において負担する費用の支払その他の目的のために必要な金額を決定します。

<訂正後>

本信託の信託財産は、主として本件航空機受益権及び金銭であり、委託者より信託設定日に以下の資産が信託されるほか、本信託契約の規定に従い、精算受益者により金銭の追加信託がなされる場合があります。本件航空機受益権及び本件航空機受益権の実質的な裏付資産である本件航空機の詳細については、後記「2 信託財産を構成する資産の概要（2）信託財産を構成する資産の内容」をご参照ください。

資産の種類	内容	価格	比率（注1）
本航空機信託契約に基づく信託受益権	本件航空機受益権	5,296,010,000円（注2）	95.6%
金銭	金銭（注3）	244百万円	4.4%
合計		5,540,010,000円	100.0%

（注1）価格合計に対する当該資産の価格の占める割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。

（注2）委託者が本件航空機受益権の取得に当たって条件決定日付で締結した信託受益権売買契約書に記載された売買代金等に基づく本件航空機受益権の価格を記載しています。

（注3）本信託契約において、上記金銭は、受託者が開設する金融機関の預金口座に預けられるものとされています。

2 信託財産を構成する資産の概要

(2) 信託財産を構成する資産の内容

本件航空機受益権

< 訂正前 >

(前略)

鑑定評価額	鑑定会社3社（IBA社、Alton社、Avitas社）による航空機鑑定評価書によると、本件航空機の2026年6月を価格時点とする鑑定評価額は、以下のとおりです。 1. IBA社 (1) 鑑定会社名：IBA Group Limited (2) 鑑定評価額：42,072,000ドル (3) 価格時点：2026年6月 (4) 評価方法：Full-Life Market value 2. Alton社 (1) 鑑定会社名：Alton Aviation Consultancy (2) 鑑定評価額：44.7百万ドル (3) 価格時点：2026年6月15日 (4) 評価方法：Full-Life Market value 3. Avitas社 (1) 鑑定会社名：AVITAS, Inc. (2) 鑑定評価額：<u>45.5百万ドル</u> (3) 価格時点：2026年6月12日 (4) 評価方法：Full-Life Adjusted Market value
-------	---

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

鑑定評価額	鑑定会社3社（IBA社、Alton社、Avitas社）による航空機鑑定評価書によると、本件航空機の2026年6月を価格時点とする鑑定評価額は、以下のとおりです。 1. IBA社 (1) 鑑定会社名：IBA Group Limited (2) 鑑定評価額：42,072,000ドル (3) 価格時点：2026年6月 (4) 評価方法：Full-Life Market value 2. Alton社 (1) 鑑定会社名：Alton Aviation Consultancy (2) 鑑定評価額：44.7百万ドル (3) 価格時点：2026年6月15日 (4) 評価方法：Full-Life Market value 3. Avitas社 (1) 鑑定会社名：AVITAS, Inc. (2) 鑑定評価額：45.9百万ドル (3) 価格時点：2026年6月12日 (4) 評価方法：Full-Life Adjusted Market value
-------	--

(後略)

(イ) リース契約の概要

< 訂正前 >

返還条件	賃借人が本件航空機を返還する場合には、賃貸人が指定する場所に返還しなければなりません。その際に賃借人は、リース契約上規定される下記の物理的返還条件を充足する義務があります。
(返還調整金)	賃借人は、機体返還時に <u>物理的返還条件を満たさない場合には物理的返還条件を満たすために必要な機体の重整備やエンジンのオーバーホール等の費用に充当する目的で返還調整金を賃貸人に支払う義務があります。</u>

< 訂正後 >

返還条件	賃借人が本件航空機を返還する場合には、 <u>リース契約上規定され、又はリース契約に基づき賃貸人及び賃借人が別途合意した場所に返還しなければなりません。</u> その際に賃借人は、リース契約上規定される下記の物理的返還条件を充足する義務があります。
------	--

(返還調整金)	賃借人は、本件航空機の返還時に、機体及びエンジンをいわゆるフルライフ状態（新品又はオーバーホール直後の状態）に回復するために必要な機体の重整備やエンジンのオーバーホール等の費用に相当する金額の返還調整金を賃貸人に支払う義務があります（いわゆるフルライフ相当の返還条件）。
---------	---

金銭

<訂正前>

資産の種類	金銭
銀行預金	未定（注）

（注）本書提出日時点では未定ですが、条件決定日に決定される発行価額の総額及び本件航空機受益権の価格を踏まえて、信託設定日に受託者が本信託財産において負担する費用の支払その他の目的のために必要な金額を決定します。

<訂正後>

資産の種類	金銭
銀行預金	244百万円

3 信託の仕組み

(2) 受益権

受益権に係る受益債権の内容

<訂正前>

受益債権とは、信託法第2条第7項に規定する受益債権を意味します。

本信託に係る受益権は、本受益権及び精算受益権の2種類とし、本信託の設定時における各受益権の当初の元本額は以下のとおりとします。また、精算受益権の発行数は、1個とします。

- ・ 本受益権 1口当たりの金額は、前記「第一部 証券情報 第1 内国信託受益証券の募集（売出）要項 3 発行価額の総額」を同「2 発行数」で除した額と同額となります。総額は、同「3 発行価額の総額」と同額となります。
- ・ 精算受益権 金10,000円（1個の金額）

<訂正後>

受益債権とは、信託法第2条第7項に規定する受益債権を意味します。

本信託に係る受益権は、本受益権及び精算受益権の2種類とし、本信託の設定時における各受益権の当初の元本額は以下のとおりとします。また、精算受益権の発行数は、1個とします。

- ・ 本受益権 金5,540,000,000円
- ・ 精算受益権 金10,000円（1個の金額）

その他

（二）最終信託配当及び償還

< 訂正前 >

（前略）

リース期間満了（2031年4月）時点における本件航空機の評価額について、外部鑑定会社3社から取得した鑑定評価（2026年6月16日付IBA社、2026年6月15日付Alton社及び2026年6月12日付Avitas社）によると、2031年4月を鑑定時点とする鑑定評価額は以下の通りです。（便宜的に2026年6月30日時点の本為替レートで円換算、金額は小数点第2位を四捨五入）なお、上記の各売却方法ごとに異なる鑑定評価額がある場合は、金額上最も有利と思われる売却方法の金額を記載しています。

リース期間終了時（2031年4月）の鑑定評価額

鑑定会社	鑑定評価額（注1）	前提となる売却方法
IBA社	37.3百万ドル（約6,055百万円）	パーツアウト
Alton社	35.5百万ドル（約5,765百万円）（注2）	パーツアウト
Avitas社	33.9百万ドル（約5,505百万円）	機体売却

（注1）上記の鑑定評価額は、本件航空機がリース終了まで旅客機として運航されることや標準的な整備が予定どおり行われること、事故やインシデント（将来的に問題へ発展する可能性のある予期せぬ事象やトラブル）に遭遇しないことなどを前提とした、あくまで鑑定時点での試算であり、いかなる意味においても、将来の時点における売却機会及びその価格を保証又は約束するものではありません。

（注2）パーツアウトによる売却を前提とする鑑定評価額の算定にあたり、部品の一部をリースアップ（再利用）して活用する評価を行っています。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

リース期間満了（2031年4月）時点における本件航空機の評価額について、外部鑑定会社3社から取得した鑑定評価（2026年6月16日付IBA社、2026年6月15日付Alton社及び2026年6月12日付Avitas社）によると、2031年4月を鑑定時点とする鑑定評価額は以下の通りです。（便宜的に2026年7月27日時点の本為替レートで円換算、金額は小数点第2位を四捨五入）なお、上記の各売却方法ごとに異なる鑑定評価額がある場合は、金額上最も有利と思われる売却方法の金額を記載していますが、下表2行目のIBA社の機体売却については、各社の売却方法の中で最も不利と思われる金額を参考として記載しています。

リース期間終了時（2031年4月）の鑑定評価額

鑑定会社	鑑定評価額（注1）	前提となる売却方法
IBA社	37.3百万ドル（約6,103百万円）	パーツアウト
IBA社	28.07百万ドル（約5,436百万円）	機体売却
Alton社	35.5百万ドル（約5,810百万円）（注2）	パーツアウト
Avitas社	33.9百万ドル（約5,549百万円）	機体売却

（注1）上記の鑑定評価額は、本件航空機がリース終了まで旅客機として運航されることや標準的な整備が予定どおり行われること、事故やインシデント（将来的に問題へ発展する可能性のある予期せぬ事象やトラブル）に遭遇しないことな

どを前提とした、あくまで鑑定時点での試算であり、いかなる意味においても、将来の時点における売却機会及びその価格を保証又は約束するものではありません。

（注2）パーツアウトによる売却を前提とする鑑定評価額の算定にあたり、部品の一部をリースアップ（再利用）して活用する評価を行っています。

（後略）